

行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号の規定により
横浜市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号) 第 43 条第 1 項第 5 号の規定により次のいずれかに該当する審査請求は、横浜市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

- 1 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条に規定する身体障害者手帳の等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当する場合
 - (1) 審査請求に係る処分をしようとするときに、横浜市社会福祉審議会身体障害者程度審査部会の議を経て当該処分がされた場合(身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき議を経た処分に係る審査請求を除く。)
 - (2) 裁決をしようとするときに、横浜市社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部会の議を経て裁決をしようとする場合

- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の不交付及び等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当する場合
 - (1) 審査請求に係る処分をしようとするときに、精神保健指定医(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条第 1 項の精神保健指定医をいう。)に指定された者の意見を聴取して当該処分がされた場合
 - (2) 障害年金の受給を証する書類又は特別障害給付金の受給を証する書類の提出をもって精神障害者保健福祉手帳の交付申請がなされた場合で障害年金及び特別障害給付金で認定された等級をもって処分がされた場合

- 3 横浜国際港都建設計画高度地区の変更の適用を除外する処分についての
審査請求で、審査請求に係る処分をしようとするときに、建築審査会の同意
を得て当該処分がされた場合

平成 28 年 11 月 16 日 決定

平成 29 年 6 月 27 日 追加